

災害後の生活再建 お金と家の 支援制度 基礎知識

ご自宅の
 状況を
 再確認！

大災害後に
 救助法・支援法が適用
 されると実施される
 支援です。適用状況は
 内閣府から
 発表されます。

※災害救助法・支援法の
 適用状況は、お住まいの自
 治体にご確認ください。

第一歩



まずは
 ここから
 始めよう



0 罹災証明書

家屋の被害程度を証明するもの。市(区)町村へ申請し、被害認定の調査を経て発行されるのが通常で、一定の期間を要する場合もあります。認定をより迅速にするため、写真による判定、地盤被害の簡易な判定、水害時の効率的判定等の手法が活用される場合があります。

お金 の 支援

1 支援金の支給

生活基盤(住宅)に著しい被害を受けた場合に「世帯」に支給される被災者生活再建支援金。基礎支援金と

『突然おきた災害。生活をどこから立て直そう?』

被災時に多くの人が思うことです。そんなとき、

生活再建の第一歩を踏み出す支援があります。

アドバイザー：岡本正(弁護士・防災士)／佐々木晶二(前・国土交通省国土交通政策研究所長)

無事避難した後で、さらに乗り越えなければならないのが生活再建という課題。家、お金、仕事という生活の基盤をどう立て直したらいいのか、先が見えずに不安がつのるもの。しかしこの試練を乗り越え、第一歩を踏み出すための公的支援があります。まずそのことを知り、自身の生活を再建する道筋を想い描いてみましょう。

ここでは、大災害により「災害救助法」や「被災者生活再建支援法」の適用を受けたときに得られる支援を中心に紹介します。

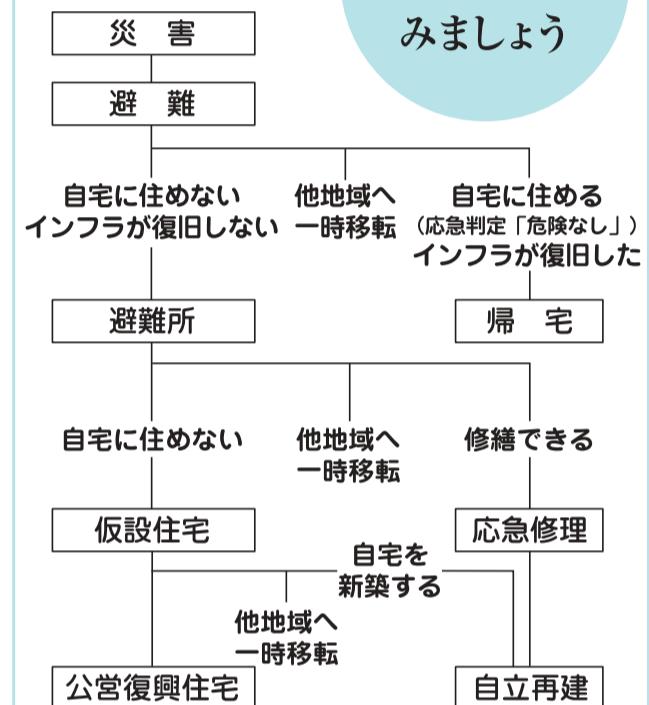
生活再建の支援情報

詳しくは震災リゲインのHPに
 掲載しています！

http://shinsairegain.jp/seikatsu_saiken/



再建の道筋を
 イメージして
 みましょう



被災者からの申請 → 調査(市町村) → 交付(市町村)

被害の程度	全壊	大規模半壊	半壊
損害割合	50%以上	40%以上 50%未満	20%以上 40%未満

図：罹災証明書交付の流れ（震災リゲイン作成 内閣府「罹災証明書の概要」を基に）

罹災証明書は、以降で説明する被災者生活再建支援金の申請、税金の減免や公共料金の減免、各種融資の申請、共済金等の支払い請求、義援金の受け取り等に必要な場合があります。生活再建の第一歩となる重要な証明書です。

家屋の被害認定は、「全壊」「大規模半壊」「半壊」

「一部損壊(半壊未満)」などに区分されます(上図)。この被害認定の程度によって、受けられる公的支援が異なる場合があります。原則として、第1次と第2次の調査を受けて認定され、その後も不服があれば、再調査の申請ができます。全体像、屋根、柱、壁などの構造部分について写真を撮っておきましょう。

基礎支援金	住宅が全壊、または被害を受け解体した世帯、 長期避難世帯 → 100万円
	住宅が大規模半壊した世帯 → 50万円
+	
加算支援金	建設・購入する場合 → 200万円 補修する場合 → 100万円 賃貸する場合(公営住宅以外) → 50万円

加算支援金を合わせて最大300万円です(世帯が一人暮らしの場合には減額)。基礎支援金は使い道が自由ですので、災害直後の困難な時期には頼りになる給付金です。差押禁止財産でもありますので、自然災害債務整理ガイドラインを利用して再建資金として全額残せます。「全壊」「大規模半壊」「住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体」「長期避難世帯」の認定を受けた世帯へ支払われます。お住まいの自治体で申請書のタイミングを都度確かめてください。

2 弔慰金・見舞金の支給

災害により死亡した方のご遺族に対しては「災害弔慰金」が、災害により精神または身体に著しい障害

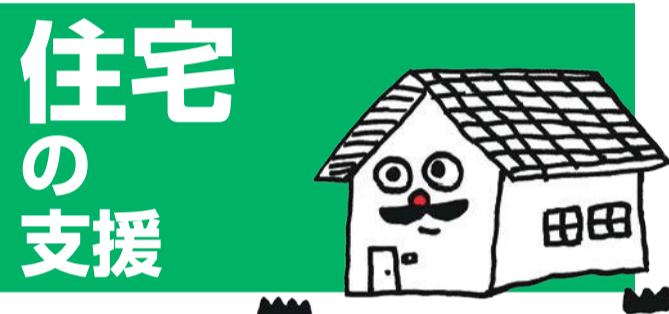
を受けた方には「災害障害見舞金」が支給される場合があります。災害で直接亡くなった方だけでなく、災害が影響して亡くなったと認定された「災害関連死」の遺族にも支払われます。災害弔慰金は最大500万円で、遺族に一定の収入があれば250万円となります。災害障害見舞金は最大250万円、遺族に一定の収入があれば125万円となります。差押禁止財産です。

3 義援金

義援金は、自治体を通じて、罹災証明書の被害認定の程度や、家族が亡くなるなどした場合に応じて配分されることが通常です。事業所が被災した方についても配分される場合があります。平成30年7月豪雨では、特別法により差押禁止財産になっています。

4 住宅ローン免除・減額

災害によって「個人」の住宅・事業・自動車・その他のロー



1 避難所の環境改善

自宅が壊れた方は新しい住宅を確保できるまで、避難所生活が続きます。この生活は長期化することもあり、プライバシー保護、入浴、洗濯の機会の確保、暑さ対策などが重要になります。このため、災害救助法の国庫補助対象として、簡易ベッド、畳、マットや間仕切り、さらに仮設トイレ、仮設洗濯場、簡易シャワー、仮設風呂、仮設炊事場などが事務処理要領に例示され、内閣府からも念押しの通知がでています。この要領の例示や通知を根拠に、必要な設備補充などを市町村の窓口や避難所運営責任者に要望してみましょう。

2 仮設住宅

住宅が全壊又は大規模半壊された方は、県や市が建設する応急仮設住宅（軽量鉄骨のプレハブか木造）と、県市が借り上げた、まちなかに既存する民間賃貸住宅（みなし応急仮設住宅）に入居することができます。今回の豪雨災害では、一定の場合に半壊でも入居できる旨の通知が内閣府からでています。仮設住宅の賃料は無料、みなし応急仮設住宅も1ヶ月当たり家賃が原則6万円以下であれば行政が負担します（光熱費は被災者負担）。みなし応急仮設住宅は県市が借り上げるのが原則ですが、

ンが支払えなくなった方は、一定の条件を満たすことで、「自然災害債務整理ガイドライン」（被災ローン減免制度）が利用できる場合があります。手元に一定の資金（現金・預金、支援金、弔慰金、義援金などの差押禁止財産、生活必需の自動車など）を残したまま、それ以外の保有財産では支払えない部分のローンを減免できる制度です。破産のように信用情報（いわゆるブラックリスト）に登録されることはなく、連帯保証人にも原則請求されません。個人の再生にとって大きな後押しになる制度です。災害時にはまず、金融機関に問合せて「支払猶予」を申し出、その後に弁護士の無料相談窓口などを通じて利用を検討することをお勧めします。

5 その他の支払免除

災害後には、所得税、固定資産税、健康保険料、上下水道代、電気代、ガス代、固定電話代、NHK料金、携帯電話代、保険料、共済掛金など、税金や公共料金、その他月々の支払減免措置・期限猶予などを受けられる場合があり

最初に被災者の方が見つけた賃貸住宅も遡って対象にすることができます。双方とも入居期間は最長2年間ですが、過去の災害では延長された事例も多くあります。なお、みなし応急仮設住宅は大家さんの意向もありますので、延長が円滑にいか若干不安定なところもあります。

3 公営住宅（災害復興公営住宅）

住宅を失った被災者で、自力での住宅再建が困難な場合には、県または市町村が整備する公営住宅に入居することができます。すでに建設されている公営住宅の空き住戸に被災者に優先的に入居できるよう、国土交通省のホームページに空き住宅戸数と連絡先の県別一覧表がでています。激甚災害指定を受けた2016年の熊本地震の場合、対応した公営住宅の建設または民間住宅の借り上げの際の整備に対しては、国が通常の1/2ではなく3/4まで補助しました。また、病気にかかっているなど特別な事情のある方の家賃を、県または市町村が通常の公営住宅の家賃よりもさらに減免する際には、そのために必要となる財源のうち2/3（当初5年間は3/4）を国が補助します。

4 被災住宅の応急修繕

住宅が半壊、大規模半壊した場合（全壊でも応急修理して住める場合を含む）で、仮設住宅を利用しない場合には、被災したご自宅の屋根、居室、台所、トイレなど日常生活に必要な最小限度の部分は、市町村が業者に委託して修繕を行います。その修理限度額は、1世帯当たり58万4千円。全壊、大規模半壊では所得制限はありませんが、半壊の場合には原則年収500万円以下となりま

す。税務署、自治体、契約している会社に問合せたり、ホームページを確認されることをお勧めします。「罹災証明書」の発行を待つ必要がない場合があります。

6 損害保険・生命保険

証券紛失などで契約会社がわからない場合でも、損害保険協会・生命保険協会に照会することができます。また、損害保険の被害調査を簡略化し、保険金の支払いを迅速化する特例を講じる場合もあります。さらに、月々の保険料や共済料の支払減免や猶予措置が取られる場合があります。まずは契約会社へ問合せることをお勧めします。保険協会や各社ホームページにおいても、随時対応を公表していることが通例です。たとえば損害保険の場合、保険証券の紛失時は日本損害保険協会「自然災害損保契約照会センター」に問合せができます。契約中の保険会社名や契約内容を調べてくれます。

フリーダイヤル 0120-501331

す。実施期間は、災害発生時から1ヶ月で完了に努めることとなっていますが、実施期間の延長も認められますので、市町村とご相談ください。なお、上記の応急修理を越えた部分の本格的な修繕については、住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資（補修資金）」が、金利の一部を国で補助しているため有利です。

5 住宅の自力再建

住宅を再建する場合には、住宅金融支援機構の「災害復興住宅融資（建築・購入資金）」において、金利の一部を国が補助しています。最長35年固定で、2018年8月20日現在の金利は年0.63%です。

この記事のアドバイザー

岡本 正



弁護士・博士（法学）・防災士。災害時の生活再建に着目した防災・減災研修を多く手掛ける。著書に『災害復興法学』『災害復興法学II』。
<http://www.law-okamoto.jp/>

「災害時、弁護士会は面談や電話により情報提供・法律相談支援を行っています。住まい、お金、支払、行政に関する情報をまとめた『弁護士会ニュース』も発行し、弁護士会のホームページに掲載します。ぜひこれらをご活用ください」

佐々木晶二



前・国土交通省国土交通政策研究所長。著書に『最新防災・復興法制』『政策課題別 都市計画制度徹底活用法』『都市計画のキホン』。

「住宅の応急修繕や応急仮設住宅の入居などは、地元市町村のほか、地元の建築士事務所や工務店、宅地建物取引業者に、災害融資は地元金融機関にお尋ねいただくといいと思います」

《参考》

日本司法支援センター「法テラス」でも、平成30年7月豪雨の被害からの生活再建に役立つ法制度等の情報提供をしています。法テラスは、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です（以下、法テラスホームページから抜粋）。

震災 法テラスダイヤル 0120-078309

利用料／通話料ともに無料。受付日時：平日9時～21時、土曜9時～17時。（被災した方々向け専用のダイヤルです）
※法テラスのホームページでは、よくある問合せとその答えを集約した「平成30年7月豪雨（西日本豪雨）Q & A」も公開中。
<https://www.houterasu.or.jp/saigaikanren/saigaiqa/info300711.html>

